

死刑執行に抗議する会長声明

1 2015年12月18日、東京拘置所及び仙台拘置支所においてそれぞれ1名の死刑が執行された。岩城光英法務大臣が就任してから初めての執行であり、第二次安倍内閣では8回目の死刑執行で、合計14名もの死刑が執行されたことになる。当会は、改めて死刑執行に強く抗議する。

2 2014年3月、いわゆる袴田事件の第二次再審請求事件において、静岡地方裁判所は、証拠が捜査機関によってねつ造された可能性を指摘し、再審決定を行ったうえ、死刑と拘置の各執行をも停止する決定を出している。

裁判には、常に誤判・冤罪の危険性があり、袴田事件以外にも、死刑判決事件のような重大事件において、再審無罪が確定し、誤判・冤罪の存在が明らかになった事件がある。

しかも、死刑は人の生命を奪う究極の刑罰であって、執行後に誤判・冤罪が判明しても失われた命が戻ることはない。

このように、死刑判決事件においても誤判・冤罪の可能性が否定しえない以上、拙速に死刑を執行したことに對し、強い憤りを感じざるを得ない。

3 また、死刑制度は、人の生命を奪う究極の国家権力の行使であることから、その権力行使の前提として、政府は、死刑制度とその運用に関する情報を社会に對し十分に提供し、全社会的議論を尽くす必要がある。しかしながら、何の議論もなされないまま、漫然と2名もの死刑が執行されたことに、強く抗議する。

4 死刑廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国が58か国あるも

のの、2014年に実際に死刑を執行した国は少なく、日本を含めて22か国であった。すでに、全世界の大半の国において死刑の執行はなされていない。こうした状況を受け、2014年、国際人権（自由権）規約委員会は、日本政府に対して「死刑廃止を十分に考慮すること」等の勧告を行っているが、政府は、かかる勧告を無視し、国際的な趨勢に反してまで執行を断行したのである。

- 5 当会は、これまでも死刑執行に対し、抗議をしてきたが、今回もまた死刑執行が繰り返されたことに対し、改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止し、死刑制度について全社会的議論を開始することを求めるものである。

2016年（平成28年）2月20日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀